

第20回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名.....第20回安曇野市景観審議会.....
- 2 日 時.....平成27年12月18日（金） 午前10時から午前12時まで.....
- 3 会 場.....本庁舎大会議室東.....
- 4 出席者.....藤居委員、場々委員、岡江委員、森島委員、浅川委員、田中委員、川井委員、宮崎委員、細野委員、牧委員.....
- 5 市側出席者.....都市建設部：横山部長、建築住宅課：丸山課長、宮沢係長、丸山主査、長谷川主事.....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....0人..... 記者.....0人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成28年1月8日.....

協 議 事 項 等

1. 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項

(1) 屋外広告物特例措置申請許可について

審議会資料1

(2) 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について

審議会資料2-1・2-2

(3) 緑のまちづくり事業の状況について

審議会資料3

- 4 審議事項

(1) こども病院の増築計画に伴う屋根の色彩について

審議会資料4

- 5 その他

(1) 太陽光発電施設の状況等について

審議会資料5*

(2) 土地利用制度の見直しについて

審議会資料6*

(3) 委員の任期満了に伴う改選について

*会議の進行の都合上、
5. (1)、(2)の順番を逆に
して審議した

- 4 今後の予定等

- 5 閉 会

2. 提示資料

- 審議会資料1 屋外広告物許可基準緩和の特例措置申請書
- 審議会資料2-1 景観条例の運用状況 平成26年度
- 審議会資料2-2 景観条例の運用状況 平成27年度4月1日～11月30日
- 審議会資料3 安曇野市緑化推進記念樹等交付申請受付状況
- 審議会資料4 こども病院の増築計画に伴う屋根の色彩について
- 審議会資料5 太陽光発電施設の状況等について
- 審議会資料6 安曇野市の土地利用制度の改正概要

3. 議事要録（意見整理）

1) 屋外広告物特例措置申請許可について

意見なし

2) 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について

ている。

(会長)

平成26年度と多少の違いはあるがほぼ同じ傾向である。その中で緑化に関して意識が高まっていることは良いことである。

3) 緑のまちづくり条例の状況について

(委員)

ブロック塀の撤去については全部撤去のみ補助の対象か、または一部でも補助がでるのか。

(事務局)

ブロック塀は地上30センチメートル以下の基礎部分のうち、道路の後退線から敷地内にあるもので縁石として利用するものは残すことが可能である。

(委員)

目標値に対しての達成率はどのようになっているか。

(事務局)

記念樹についてだが、「新築」については目標480本に対して実際は369本と達成率約77%、「出生」については目標268本について実際は127本と達成率約47%、「小学校入学」については目標332本に対して実際は264本と達成率約80%、「結婚」については目標145本に対して実際は22本と達成率約15%になっている。全体として目標1225本に対して実際は782本と達成率約64%となった。

(委員)

非常に良い制度である。私自身、子どもの小学校入学時に同じような制度で記念樹をもらった。生垣について質問だが、補助金の限度が5万円とあるが一件あたりの総工事費はどれくらいかかっているのか。限度額を増やせばさらにこの制度の利用者も増えるのではないか。

(事務局)

利用者には二つのパターンがあり、一つは業者に全てお願いする方、もう一つは苗木を個人で購入して植栽する方に区分される。前者の場合は延長5～6mで7～8本の植樹が10万円の費用があれば可能だが、後者の場合は同じ費用で延長10m以上の生垣を作ることも可能である。割合としては前者の方が多い。

(委員)

補助金の上限が5万円ですら十分成果が出せるという見解か。

(事務局)

この度の補助金の限度額は周辺の自治体を参考にした。また補助対象は生垣延長3m以上と小規模な生垣も対応できるようになっている。確かに20～30mの大規模な生垣に対しての補助金としては十分ではないかもしれないが、今後も広く事業を継続したい。またブロック塀の撤去については今年度1件の申請のみという状況にある。このことについては更なるPRの必要性を感じている。

(委員)

初期効果を上げるためには予算をもっと組むべきではないか。特に通りを重点的に緑化すべきである。塩尻市の洗馬は古い通りに素晴らしい緑化を施していることで有名であり、通行者に対して良い景観を提供している。現在、安曇野市はふるさと納税で成果を上げているが、この税金は全国の人々からいただいたお金なので、その方々が観光に来た時に美しい景観として還元できるようにするためにもそれらを財源にもっと力を入れてはどうか。

(事務局)

補助金の増加についてだが、今年度の申請件数が現在22件と予算上まだゆとりがある状況にある。この制度自体もまだ若く、PRをしているが制度の浸透がまだ不完全であり、今後はPRにも力を入れていきたい。

(委員)

この緑化推進事業については4年前に策定された景観計画に盛り込まれており、まだ試行錯誤の段階であると思うが、今後新たに策定される緑の基本計画の中でもこの事業を盛り込み、改善してほしい。参考だが「屋敷林と歴史的町並みプロジェクト」では約5年前から姉妹都市でもある東京都武蔵野市に視察を行っている。武蔵野市は40年以上前から緑化に力を入れている。そのやり方を是非参考にさせていただければと思う。

4) 審議事項

①こども病院の増築計画に伴う屋根の色彩について

(委員)

増築部分の色を既存の色に合わせるといいますが、病院ができた当初の色か、または現在の退色した色のどちらに合わせるのか。病院ができた当初の色ではかえって周りから浮いてしまうのではないか。

(事務局)

現在、どちらの色にするか確認がとれていない。確認が取れ次第すぐに連絡したい。

(委員)

退色した色に合わせるの難しいと思う。病院ができた当初の色で実際に増築部分の色を塗ると周囲と違う色合いになるが、しばらくすればなじんでくる。個人的にこども病院は屋根や壁面の色彩のバランスや構造が素晴らしい建物で今回の申請は全く問題ないと思う。

(委員)

増築部分は建物内にあり、地上からは人間の目で見てもほとんど分からない。退色した色現状の色に合わせて塗れば違和感は薄れるが、地上からの視点ではあまり見えないのでそこまでこだわる必要はないように感じる。

(委員)

こども病院は以前も増築した経過があったように思う。上空写真を見ても多少色が統一されていない部分もあるので、できれば退色した色に合わせてほしい。

(委員)

実際の色が見たいが、おそらく今回新たに塗る色は特注ではなく既製品のものだろう。問題ないと思う。確かに病院ができた当初の色を塗れば最初は違和感があるかも知れないが、経年変化でなじむ。こども病院ということもあるが増築部分は西側の目立たないところに配置されるのでより問題ないのではと感じる。

(委員)

現状に関しては退色した色に合わせれば良いと感じるが、今後改修工事があり、全体の半分以上が塗り替えとなる場合、塗り替える色が条例で違反する色だとしても特例扱いをするのか。

(委員)

色相が10Rとあるが、色については色相が決まればあとは明度と彩度の組み合わせで決まる。しかし建築物の設計は相対的なものであり、重要なのは色よりも全体のバランスである。事務局で判断することが難しい場合は審議会を通じて皆で話し合うことが大切だ。

(会長)

ほとんどの委員さんが今回届出をされる予定のこども病院の屋根の色彩に問題がないという判断をしている。これを受けて当審議会としてはこども病院の屋根の色彩を特例として使用を許可することを決定する。また、先ほどの岡江委員さんのご意見の中で挙げられたこと

も病院の屋根が大規模改修となった際の対応については実際に計画が動いてから審議会を開いて議論をする。

(事務局)

先ほどの田中委員の質問についてだが、担当が事業者に連絡を取ったところ、こども病院の増築部分の屋根の色は、こども病院ができた当初の既製品の色を塗るとのことだった。

5) その他

(審議の都合上、審議会では次第とは逆に土地利用制度の見直しについて、太陽光発電施設の状況等についての順で進行了た。)

②土地利用制度の見直しについて

(委員)

資料6、4頁にある「安曇野市の開発事業に係る技術的な基準に関する規則」の第12条(1)のウに「太陽光発電施設等を設置する敷地周りには周辺景観との調和がとれるよう、原則として植栽を施すこと」という条文があるが、これを原則としてではなく絶対に植栽を施すと改正できないか。太陽光発電施設も屋根にある場合は違和感がないが、田園風景の中にあると非常に目障りで脅威的に感じる。例えば通りから見える範囲は必ず低木の常緑樹を植えて、太陽光発電施設を通りから見えないようにする配慮が必要である。「原則として」とあるが実際には植栽が施されているものは少ない。やるなら既存のものから予算を付けてやるべきで景観を守る努力を積極的に行ってほしい。

(事務局)

土地利用制度において太陽光発電施設は特定開発事業という枠組みの中で行われている。その中で必ず住民説明会の開催が必要となっている。説明会では事業者から緑化の計画があっても隣接する土地所有者の市民から断られる場合が多々ある。それを受けて緑化計画が高木から低木に変わったり、植栽そのものが説明会を通してなくなることもある。

このような背景もあり、太陽光発電施設設置の際に一律に植栽を施すことは難しい。

(委員)

行政の立場からすれば確かにそのとおりである。しかし説明会の中で市民の意見を全て採用するより、行政側から緑化についての啓蒙活動をしてはどうか。そうでもしないと安曇野市の景観は崩れてしまうのではないかという危惧がある。よろしく配慮をお願いしたい。

(事務局)

貴重な意見として承る。慎重な対応をしていきたい。

①太陽光発電施設の状況等について

(委員)

自分は欠席したが、緑の基本計画の会議が昨日あった。私は山麓に近い場所に住んでおり、農地も持っている。何を作っても猿が来て食べられてしまうので作るのを止めたら、農協から何か作れと言われる。その場所で一番作りやすいのは米だが、費用がかさむので結局赤字になってしまう。そういうところに事業者が太陽光発電施設に使うから農地を貸してほしいという話が来たら喜んで貸す人もいるだろう。こういうことが実際にありえるので、我々も市民として知識をつけ、また、景観審議会委員としてより発展的な意見を提案できるようにしたい。

(事務局)

太陽光発電施設を農地に設置する際は農地法により一時転用によって許可を受ける必要がある。許可要件は営農の継続性が必要で太陽光発電施設を設置してもその下で一定の収穫量を確保しなければならない。このような厳しい要件があるので農地に太陽光発電施設を設置するのは非常に難しい状況にある。

(委員)

以前に土地利用審議会に委員として参加していたが、その中で去年の暮れに委員と市の担

当方で市内にある太陽光発電施設の視察を行った。メーカーによって架台の作り方が異なっており、スッキリしたものから悪目立ちしてしまうものまで様々で、ほとんどが周囲の緑化もなされていなかった。中でも一番重要なのは立地であると感じた。窪地にかなり大規模な太陽光発電施設があったがほとんど分からなかった。このように様々な要因があるので市の方で太陽光発電施設に対してある一定のガイドラインを作るべきではないか。範囲は広いが市には期待したい。

(委員)

野立ての太陽光発電施設は特定開発や土地利用条例の新たな指針でカバーができる。しかし、既存の建築物の屋根等に太陽光発電施設を設置する際に景観条例の届出要件に該当しないので、市として把握ができないことは問題である。4年前に景観計画と土地利用基本計画が策定されてそれぞれ一体で運用されている。景観計画も近いうちにガイドラインを更新して太陽光発電施設への対策を練り込んでほしい。

(会長)

景観の方でガイドラインの更新を検討するべきという意見が多い。事務局は参考にしてほしい。

(事務局)

今までのご意見の中では景観条例のエリア区分でいうと田園エリアでの太陽光発電施設の規制が注目されている。太陽光発電施設の開発では住民説明会を通して地域住民の同意を得て事業は進んでいく。太陽光発電施設周辺の緑化もこの中で決まっていくが、全ての沿道から見えないような緑化をすべきか、観光地周辺の沿道のみ緑化をすべきか意見が分かれると思う。是非こういった観点からご意見を伺いたい。

(委員)

私の住んでいるところは景観住民協定の締結地区となっており、その範囲は沿道だけでなく面として構成されている。今はないが、今後住民協定地区内の農地で太陽光発電施設をやりたいという人が現れたらどう対応する必要があるのか知識をつけたい。農地に太陽光発電施設を設置する場合、農地法により営農の継続性が必要という先程の話だったが、太陽光発電施設の下で農業ができるようにすると、太陽光発電施設の高さが上がってしまい、かえって景観に支障があるように感じる。どうやって景観を守るか知識をつけたい。

(委員)

太陽光発電施設周辺の緑化が住民説明会によって中止になるケースがあるという事務局側の話だが、常緑の低木だったら近隣住民に影響は少ないのではないかと。樹種の選択という観点から行政から指導が必要ではないか。

③委員の任期満了に伴う改選について

意見なし